２０２５年度「指定宿泊施設利用補助」実施要項

(1) ご利用方法

宿泊予約

・指定宿泊施設へ直接予約をお済ませください。
その際、弘済会の指定宿泊施設利用補助の利用する旨をお伝えください。
※旅行業者、ポータルサイト、日教弘クラブオフを通して指定宿泊施設を利用する場合、「宿泊施設利用券」の発行はできません。
※指定宿泊施設一覧はホームページでご覧いただけます。

↓

利用券申請

・申請に必要な事項を弘済会大阪支部ホームページのフォームへ入力し、弘済会大阪支部事務局へ申請ください。
（郵送で申請する場合は、ホームページから申請書をダウンロードし申請ください。）
※宿泊日の 31 日前から 10 日前（ゴールデンウイークや年末年始の場合７営業日前）までに申請してください。
（郵送の場合は事務局へ必着）。
・会員資格を確認いたします。

↓

利用券交付（郵送）

・利用券をご自宅または勤務校園に普通郵便で郵送します
※申請期限外のお申込みについては「宿泊施設利用券」の発行（送付）はいたしません。

↓

宿泊

・チェックインの際、補助券をフロントにご提出ください。
・精算時に補助額が差し引かれます。

(2) 申請資格

次のいずれかの保険にご加入（契約始期日以降効力発生）いただいている本人が弘済会大阪支部又は日教弘の指定宿泊施設に宿泊される場合。

・ユース教弘保険
・新教弘保険（A 型・B 型・S 型・K 型）
・教弘保険　（第 1 種・第 4 種・新第 4 種・新教弘保険基本型）

(3) 申請期限

宿泊日の 31 日前から 10 日前（ゴールデンウイークや年末年始の場合は 7 営業日前）までに申請してください。（郵送の場合は事務局へ必着）

(4) 補助額

1 泊につき 5,000 円（年度内 4 泊まで・連泊可）申請者本人のみ。

(5) ご利用いただけない場合

① 旅行業者、ポータルサイト、日教弘クラブオフを通して指定宿泊施設を利用する場合。
② 「宿泊施設利用券」に記載の「利用者」「宿泊日」「宿泊施設」以外で使用する場合。
③ チェックイン時に補助券を提出されなかった場合。

④　宿泊施設予約サイトを経由して予約申し込みをされた場合。

(6) ご注意いただくこと

①　宿泊後の「宿泊施設利用券」発行はできません。

②　「宿泊施設利用券」発行後、宿泊のキャンセル等で「宿泊施設利用券」をご利用されなかった場合は必ず「宿泊施設利用券」を返却してください。返却いただけないと利用回数の取り消しができません。

③　「宿泊施設利用券」のお申込みについては、電話・FAX での受付はできません。

(7) 申請方法

弘済会大阪支部ホームページ上の申請フォームから申請または、弘済会大阪支部へ申請書を郵送してください。

（https://form.run/@syukuhakuriyouhozyo）

［お問合せ先・申請書送付先］

〒542-0062 大阪市中央区上本町西 5-3-5　上六Ｆビル 11Ｆ

公益財団法人　日本教育公務員弘済会大阪支部

TEL　06-6768-0631

(8) その他

実施要項等は、年度ごとに変更される場合があります。最新の情報は、弘済会だよりまたは、ホームページ（https://www.kyoukou.or.jp）をご覧ください